

# 教育と福祉をつなぐ

## 「このとりのゆりかご」当事者の声をてがかりに

法政大学キャリアデザイン学部兼任講師 吉田 直子

### 1. はじめに

学校教育における特別活動のひとつに「学校行事」がある。そこで教職課程の授業では、自分たちがこれまで経験してきた学校行事の例を学生たちに挙げてもらうのだが、あるとき、その中に「二分の一成人式」<sup>1</sup>という回答があった。実際、筆者が担当する科目の受講生のうち、例年約7～8割の学生が、小学校で「二分の一成人式」を経験したと答え、そのほとんどが良い思い出として記憶に残っていると答えている。そのためであろうか、『二分の一成人式』の問題点を指摘する声もある。その中にはどのような意見があると思うか?と問いかけても、いったい何の問題があるのかと不思議そうな顔をする学生も少なくない。「二分の一成人式」では自分の生い立ちを振り返る作業を伴うことや、式当日に保護者を学校に招いて子どもが感謝の言葉を述べるケースも多いことから、少数ではあるが「ひとり親やステップファミリーの子どもが複雑な思いをするのではないか」という意見こそ出る(そして自身がその当事者だったと授業後のリアクションペーパーに書いてくる学生もいる)ものの、生みの親がわからない子どもや、特別養子縁組等でまだ真実告知をされていない子ども、あるいは生みの親と一緒に暮らしていても、その親から肉体的・精神的に虐待を受けている子どもに対して、この取り組みがどのような記憶を残すのか、といったところまでは考えが及ばないようである。

しかし、教員を目指すのであれば、学校現場にはさまざまな背景を持つ児童生徒がいることへの想像力を持つ必要がある。さらには(むしろ個人的にはより重

要だと考えるが)、その想像力の先に、『生みの親である男女親が同居し、子どもはその双方から適切な療育を受けている』という家族像(川瀬, 2019)を前提とする学校文化や「隠れたカリキュラム」が持つある種の暴力性への気づきも生まれるだろう。

「想像力を持つ」など当然のことではないか、と思われるかもしれない。けれども教職課程科目の担当者として、少数派とみなされる児童生徒の存在や、彼らがおかれている環境について取り上げると、「今まで知らなかった」、「考えたこともなかった」といった反応が学生から返ってくるのが意外と多いという実感がある。より正確には、「想像力を持って生徒を見る」ことに自覚的な学生とそうではない学生の意識の差が非常に大きいと感じている。

そこで、学生の意識を喚起する何らかのてがかりになればと思い、授業内で取り上げるようになったのが、2022年3月にテレビ朝日系列で放送された「告白～僕は『ゆりかご』に預けられた～」(制作:熊本朝日放送)であった。「このとりのゆりかご」(以下、「ゆりかご」)<sup>2</sup>に預けられた当事者である宮津航一さんの「告白」を通して、まずは多様な家族のあり方に触れることと家族の役割を捉え直すこと、そしてそのことと学校教育との関係を問いなおすことができるのではないかと考えたのである。この小さな思いつきがさまざまな偶然を呼びこみ、本年報に収録されており、宮津航一さんご本人と「ゆりかご」で彼を迎えた元看護部長の田尻由貴子さんの講演会を本学で開催していただくことになろうとは、当初は思いもよらなかった。

本稿では、「ゆりかご」の事例を通して、“みんなで

1 「二分の一成人式」の概要やその教育目標、評価などについては、川瀬(2019)に詳しい。なお、現行の学習指導要領では、小学校2年生の生活科で「生い立ちの授業」の実施を定めているが、こちらも「二分の一成人式」とほぼ同じような教育実践である。一般に、「二分の一成人式」は小学校4年生の時点で行われ、学習指導要領にも明示されていない行事だが、それよりも学齢が低い児童に対し、事実上法的拘束力を持つとされる学習指導要領に従って行われる「生い立ちの授業」のあり方については、「二分の一成人式」よりもさらなる配慮が求められるだろう。

2 「このとりのゆりかご」は「赤ちゃんポスト」と呼ばれることも多いが、当事者である宮津航一さんは、個人の見解と断りつつ、『赤ちゃんポスト』という名称故に、批判や厳しい声が寄せられており、ゆりかごへの理解に対しても少なからず障壁になっており、「名称に込めた思いがなかなか浸透しておらず、多くの人が誤解や偏見を持っている現状をみると使わないことが望ましいと思います」と述べている(2024年11月2日のX(旧Twitter)の投稿より)。本稿でも、「ゆりかご」を含む同様の施設を総称する場合は「赤ちゃんポスト」とするが、慈恵病院の「このとりのゆりかご」について述べる際は、「ゆりかご」と記す。

子どもを育てる社会”の実現のために教育は何ができるのか、ということについて、同講演会にコメンテーターとして出席した筆者の発言に肉付けをするかたちで考察を進める。本稿の構成は以下のとおりである。まず、「ゆりかご」をめぐる今日的な課題を整理し、特に、母親の「身元を明かさなない権利」と子どもの「出自を知る権利」との衝突という課題に着目する。次に、一般的には福祉の分野で語られる「ゆりかご」の課題を教育の領域で捉えなおすことを試みる。最後に、学校教育のかかわり方として、子どものアイデンティティ概念を捉えなおすことを提案し、それが人権をベースとした「自分自身を大切にすること」に主眼を置く教育実践にもつながる可能性について私見を述べる。

「ゆりかご」は、2007年5月に日本で初めての赤ちゃんポストとして熊本市の慈恵病院に設けられた。設立の経緯や運用のしくみについては蓮田（2018）や田尻（2016, 2017）などを参照されたい。また、「ゆりかご」の預け入れ状況に関する調査報告や事例等については、NHK取材班（2018）や、熊本市が設置したこのとりのゆりかご専門部会による『「このとりのゆりかご」検証報告書」（2024年時点で第6期までの検証報告が提出されている）などに詳しい。なお、いわゆる赤ちゃんポストの是非や、その維持・運営にかかわる法制度の整備に関する議論は本稿の範囲を超えるため、直接的には立ち入らない。

## 2. 「ゆりかご」をめぐる今日的な課題——母親の「身元を明かさなない権利」と子どもの「出自を知る権利」をめぐる——

「ゆりかご」は、最終的には匿名で赤ちゃんを預けることができる窓口である。上述の『「このとりのゆりかご」第6期検証報告』（2024）（以下、「第6期検証報告」）によれば、預け入れた理由でもっとも多いのは「生活困窮」、次いで「育児不安・負担感」だが、妊娠したもののパートナーや両親などからの反対にであったり、未婚状態で身ごもるなどの予期せぬ妊娠

または望まない妊娠をした結果、生まれた赤ちゃんが「ゆりかご」に託されるなど、預け入れに至る理由は重層的である。

預け入れに来る人の約8割は赤ちゃんの母親で、その多くが母親ひとりで預けに来たことがわかっている。また、母親の6割強は医療機関ではなく自宅で出産していることから、孤立出産の状態にあったと考えられている。つまり彼女たちは、妊娠から出産、産後に至るまで、誰にも相談できずに孤独な状況に置かれていたことが推測される。

医療者の立ち合いなしに、母親が風呂場や車内などでひとりで赤ちゃんを産む孤立出産は、赤ちゃんだけでなく母親の生命も脅かす危険性がある。また、「ゆりかご」に預け入れられた子どもの7割強が生後7日未満の早期新生児であることや、子どもの父母のほとんどが熊本県外の居住者であることを合わせて考えると、生まれて間もない赤ちゃんが、自家用車や公共交通機関などでの長時間の移動を経て「ゆりかご」にたどりついていることになる。こちらも子どもの生命と安全を考えれば決して望ましいことではない。

このことを重く見た慈恵病院は、2021年から母親が病院の担当者だけに身元を明かし、匿名で出産できる「内密出産」を始めた<sup>3</sup>。病院によれば、内密出産を望む女性の多くが、家族から虐待や過干渉などを受けていたという<sup>4</sup>。彼女たちにとって、妊娠・出産を家族に知られることは、何よりも自分の存在を脅かすことにつながる。別言すれば、身元を明かさなないからこそ、母親は安心して出産ができ、赤ちゃんの命も守ることができるのである。「ゆりかご」にせよ、「内密出産」にせよ、母親の匿名性を一定程度担保することに慈恵病院がこだわる理由もそこにある。しかし、母親の「身元を明かさなない権利」を守ることは、子どもの「出自を知る権利」を侵害することを意味する。このことは「ゆりかご」の開設当初から課題とされてきた。

子どもの「出自を知る権利」とは、子どもが遺伝上の親について知る権利のことである。子どもの権利条約第7条1項を根拠として解釈される権利でもあることから<sup>5</sup>、これは大人になってからではなく子どもの

3 「匿名出産」は、母親が身元を誰にも明かさずに出産することを指し、フランスで実施されている。ドイツでは「内密出産法」が制定されている。ただし、フランスでも後述する子どもの「出自を知る権利」の保障は重視されており、匿名出産であっても子どもに出自に関する情報を残すことの重要性を説明する必要がある。フランス・ドイツを含む海外の制度に関する文献レビューとしては、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2019）が参考になる。

4 「「内密出産1年 葛藤」〈上〉母子の命救ったけれど その先の幸せ見届けられず…熊本・慈恵病院」読売新聞オンライン、2023年1月25日〔<https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20230125-OYTNT50006/>〕（最終検索日：2025年1月5日）

5 「児童の権利に関する条約」（政府訳）の第7条1項では「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と定めている。このうち、「できる限りその父母を知り」の部分が、子どもの「出自を知る権利」に相当する。

ときから保障されるべき権利であり、かつ、子どもという社会的に弱い立場にあるからこそ、なおさらながしろにされてはならない基本的人権のひとつでもある。近年では、AID（非配偶者間人工授精）で生まれた子どもの権利として議論されることも多くなってきている。

子どもの「出自を知る権利」が重視される理由としては、主に次の二つが挙げられる。一つ目は、出自を知ることにより、遺伝性の病気等のリスクについて適切な措置や予防策をとることが可能になるからである。これは、子どもが自身の「身体的な命」を守るために必要な権利であるとも言える。二つ目は、「出自」は子どもが自身のアイデンティティを確立していく上でのまさに起点となる情報だからである。こちらは、子どもが自身の「精神的ないのち」を守るために必要な権利であるとも言えるだろう。「第6期検証報告」でも、「こどもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない」とし、「出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である」（pp. 53-54, 傍点筆者）として、出自が不明になることへの懸念が示されている<sup>6</sup>。

しかし、母親の「身元を明かさな権利」を擁護する慈恵病院も、子どもの「出自を知る権利」を軽視しているわけではない。

赤ちゃんポストという言葉のイメージで世間的にも誤解されているふしがあるが、そもそも「ゆりかご」は、匿名で赤ちゃんを預かることだけを目的に設置されたのではない。「ゆりかご」の扉の横にはインターフォンが設置されており、「赤ちゃんをあずけようとしているお母さんへ 秘密は守ります 赤ちゃんの幸せのために扉を開ける前にチャイムを鳴らしてご相談ください」と書かれた看板が掲げられている。そこには、慈恵病院をはじめとする各種相談窓口の電話番号も書かれている。「ゆりかご」の扉の前には、できれば赤ちゃんのことを教えてほしいというメッセージと

ともに、預けようとする人がメモを残せるようになっていた。また、「ゆりかご」の扉は二重になっており、一つ目の扉を開けると両親に宛てた手紙が置かれているが、この手紙を受けとらなければ、次の扉を開けることができない。その手紙には、いつでも相談にのること、赤ちゃんを預けたあとで気が変われば連絡してほしいことと、病院の連絡先が記されているという（NHK 出版、2018: 37-38）。「ゆりかご」の扉が開くとナースステーションに詰めているスタッフが赤ちゃんの保護のために駆けつけるが、別のスタッフは「ゆりかご」の扉の外に出て、預けた親がまだ近くにいないか確認に向かう。「相談にのるから、良かったら事情を聴かせてくれませんか」と声をかけるためである。さらに、本講演会でも田尻さんが強調されていたが、「ゆりかご」の本来の役割は、妊娠や出産、育児などの悩みを匿名で受け付ける電話相談業務（「SOS 赤ちゃんとお母さんの相談窓口」、正式名称は「新生児相談室」）である。つまり、「預ける前とにかく相談してほしい」という呼びかけを幾重にも重ねたうえでの最終手段として「ゆりかご」があり、その場合でも、赤ちゃんのことや両親のつながりとなるようなものを赤ちゃん本人のためにも残してほしいというはたらきかけを行っている。

孤立出産を防ぐために、慈恵病院が「匿名出産」ではなく内密出産というしくみを選んだ理由も、母親の「身元を明かさな権利」と子どもの「出自を知る権利」の両方をなんとか守ろうとしたためであろう。内密出産では母親の身元がわかる情報を残してもらうことを前提とするが、匿名出産ではそれも難しくなるからである。ちなみに「内密出産法」があるドイツでは、子どもが16歳に達すれば出自を知る権利を保障することになっているが、日本では現在のところ、子どもが成人年齢を迎える18歳を目安に、子ども本人が望めば開示請求ができる方向で検討が進んでいる<sup>7</sup>。

慈恵病院によれば、2021年12月からの3年間で38例の内密出産があり、うち14人が匿名性を撤回したとのことである<sup>8</sup>。このことは、出産前から母親と接触

6 しかし、出自を知る権利は「子どもの権利」であり、基本的人権なのだから保障すべき、とする有識者たちの議論に、当事者である「ゆりかご」の子どもたちの意見を聴き取った形跡が見えないのはなぜだろうか。「児童の権利に関する条約」（政府訳）の第12条1項では、子どもは自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保しているとし、また2項では、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて聴取される機会を与えられると定めている。子どもの意見表明権は、子どものあらゆる権利の基本的な考え方を支える4つの原則のひとつであり、「子ども基本法」第3条3項、及び4項にも基本理念のひとつとして明記されている。子どもの出自を知る権利は守るが、子ども本人にもかかわることを大人の意見だけで決めることがはたして「子どもの権利」、そして「子どもの最善の利益」を保障していることになるのだろうか。

7 「「ゆりかご」や内密出産の出自情報開示、18歳目安に検討 「知る権利」検討会が最終会合 12月末までに報告作成へ」熊本日日新聞電子版、2024年10月6日〔<https://kumanichi.com/articles/1566106>〕（最終検索日：2025年1月5日）

8 「「内密出産」、3年で38例 慈恵病院「各都道府県に施設を」訴え」毎日新聞電子版、2024年11月28日〔<https://mainichi.jp/articles/20241128/k00/00m/040/290000c>〕（最終検索日：2025年1月5日）

することにより、病院スタッフが身体的なかかわりを持ちつつ、彼女たちの話十分に耳を傾けられる時間的な余裕があったこととも大いに関係しているのではないかと思われる。母親の「誰にも知られたくない」という思いが受け入れられ、安心して出産できたからこそ母子双方のいのちが守られ、そのような経験があったからこそ子ども最善の利益も守ってやらねばという意識が母親の側に芽生えた、とも考えることができるのではないだろうか。

### 3. 「ゆりかご」は福祉だけの問題なのか？

メディアの報道や「ゆりかご」の検証報告などを見る限り、「ゆりかご」をめぐる議論は、前項で述べた課題も含めて、その多くが慈恵病院のような医療関係者、行政、そして子どもや女性支援を担う福祉関係者の間で行われているように見受けられる。より率直に言えば、「『ゆりかご』や内密出産のしくみがあるから、無責任に赤ちゃんを預ける親が増えるのではないか」、「預けられた子どもたちの人権をどう考えているのか」といった批判は、「ゆりかご」を必要とする人々が置かれている環境の脆弱さ、法制度の不備、そして「ゆりかご」に預けられた子どもたちの育ちに関する責任のすべてを、慈恵病院に求めているように思われる。しかし、慈恵病院は医療機関であり、その基本的な使命は目の前のいのちをまずは全力で救うこと、妊婦さんや赤ちゃんのいのちをとにかく守ることにある。したがって、その前後の問題、つまり妊婦さんが慈恵病院を頼らざるを得ない〔社会〕課題への対応や、預けられた子どもの育ちの保障といったことは、本来は慈恵病院に求めることではなく、社会全体で支えなければならぬことではないだろうか。

一方、「子どもの育ち」に深くかかわっているはずの学校教育は、「ゆりかご」やそこから派生する問題にどの程度関心を払っているのだろうか。もちろん貧困、差別、虐待など、さまざまな生きづらさを感じている子どもたちの現実と日々向き合い、どのようなサポートが望ましいのかと心を砕いている先生方は各地におられる。ただ、学校教育の基本的な枠組みとして、そのような特別な子どものケアは「福祉」が行うことであって、「教育」はあくまでその他大勢の標準的な子どもの発達の支援を行うこととされている感はやはり否めない。もしそうでないのなら、一部の児童に心理的負担を与えかねない「二分の一成人式」を、何の留保もつけずに実施するという取り組みが全国的に広がったりはしなかっただろう。

実際、子どもの「福祉」と「教育」は互いに重なり合う部分が多いため、明確な境界線を引くことは難しい。では、学校はどのような立ち位置で教育活動を行えばよいのだろうか。この点については、教育福祉論を専門とする辻（2020）の主張が示唆に富む。辻は、教育福祉を今日的に考える際の論点のひとつに「教育福祉は困難をかかえた子どもの課題か、すべての子どもにかかわる課題か」という点を挙げる。そして「前者は、少数ではあっても見逃すことができない深刻な問題として取り組まれるのに対して、後者は、困難をかかえる子どもの支援に取り組みながらも、すべての子どもにかかわることとして教育福祉をとらえる」こととした上で、後者の立場を支持している。このことは、障害のある子どもの教育に置き換えて考えてもよいだろう。すなわちそれを特別支援教育として捉えるのか、それともインクルーシブ教育として捉えるのか、ということである。

福祉とは「すべての人がより良く生きること」(welfare, well-being) であるという原義に立ち返れば、福祉は特定の子どものみにかかわることではないのは明らかである。翻って、教育、とりわけ学校教育もまた、困難をかかえる子どもを含むすべての子どもたちがより良く生きるためにどのような支援ができるのか、という立ち位置から教育活動を吟味することが求められているのではないだろうか。

さらに、個々の子どもに対する支援という視点だけでなく、子ども一般を取り巻く環境を捉えなおすという視点から「ゆりかご」と教育とのつながりも考えることも可能である。例えば、匿名での出産を望む母親の多くは、予期せぬ妊娠や望まない妊娠という事情を抱えて孤立している。その背景には、自分のからだを守るための出産や避妊、またデートDV、性暴力に関する知識の不足、家族や親子関係に対する規範意識とそこから生じる支配・被支配の構造、ジェンダー、あらゆる意味での貧困など、さまざまな問題などが絡んでいる。紙幅の関係上、テーマの列挙にとどめるが、「ゆりかご」から見えてくるさまざまな社会課題は、むしろ学校教育でも積極的に取り上げる必要がある<sup>9</sup>。「ゆりかご」の問題に直接的にかかわれるのは行政や福祉の領域かもしれないが、「ゆりかご」をめぐる医療、行政、福祉の方々の取り組みを間接的に支えるのはやはり社会である。そして学校教育とは、そのような社会の一員を育てる役割の一端を担う場であると考えられるからである。

先述の慈恵病院の発表では、3年間に行われた内密出産38例の母親全員が、親からの虐待や過干渉など

9 このことは、「ゆりかご」の事例そのものを学校教育で取り上げる、という意味ではない。

により、家族に対し相談しづらい環境にあったことが報告されている<sup>10</sup>。また、同病院の蓮田院長は、赤ちゃんの遺棄や殺害などで加害者になってしまった母親や「ゆりかご」を頼る母親たちの多くに愛着障害があることがうかがわれる、とも述べている<sup>11</sup>。愛着障害は、乳幼児期に養育者との間で愛着がうまく形成されなかったことに起因するとされていることから、予期せぬ妊娠や望まない妊娠を母親個人の責任感や倫理観の欠如といったかたちで社会が切り捨てることは、彼女たちをさらに追い詰めることになるだろう。このような負の連鎖を断ち切るためにも、教育が果たすべき役割は決して小さくない。

#### 4. アイデンティティ概念を捉えなおす

では、「ゆりかご」を取り巻くさまざまな課題に対して、教育に何ができるだろうか。その方向性についてはさまざまな道筋が考えられるが、母親の「身元を明かさない権利」と子どもの「出自を知る権利」の衝突という問題に着目するならば、やはり「人権の尊重」に根ざした教育実践を積み重ねることに尽きるのではないと思われる。本節では、人権をベースとした「自分自身を大切にすること」に主眼を置く教育実践の可能性について考察を進める。ここで提案したい切り口は、子どものアイデンティティ形成のあり方を捉えなおしてみる、ということである。具体的には、ポール・リクール (Paul Ricœur) の「物語的自己同一性」の概念をてがかりとする。

「出自を知る権利」が子どものアイデンティティの確立にとって重要であることは、一般論としてはそのとおりであろう。親に関する情報は、私という生物学的存在の始まりを示すものだからだ。ただ、出自がわかっているならば必ずアイデンティティが確立されるというわけではない (実親のもとで育ってもアイデンティティに悩む子どもはいる)、親がわからなければアイデンティティがまったく構築されないわけでもない。ならば、「自分はこの父とこの母の間に生まれた」という事実を知ることで担保される子どものアイデンティティとは、いったいどのようなものなのだろうか。

#### (1) 物語的自己同一性 —— 「私とは何(者)か」と「私とは誰か」のあいだで

一般的に、アイデンティティ (identity)、または自己アイデンティティ (self identity) とは、自分が何者かであるかを知り、「私が私である」という感覚を持つことと理解されている。日本語では同一性、または自己同一性と訳される。もっとも、実際の「私」は、時間の経過とともに外見が変わり、できることが変わり、考え方も変わっていくため、ずっと「同一」ではない。けれども、変わりゆくいずれの「私」もすべて同じ「私である」と思えるようになるためには、一方で「変わらない私」という認識を必要とする。

フランスの哲学者のポール・リクールは、自己同一性を二つに区分した。ひとつは〈同一性〉(ラテン語では *idem*, 英語では *sameness*) としての自己同一性である。この〈同一性〉には、時間の経過に関係なく常に固定的で安定的なもの、例えば指紋や血液型といった遺伝的資質 (Ricœur, 1990=1996: xiv) などを含むが、一方で、時間とともに変化しても、数的な同一性 (唯一性)、質的な同一性 (極度の類似)、連続性という3つの要素によって特徴づけられるものも含んでいる。われわれが檜の木をどんぐりから完全に成長した木になるまで同じ木だと言うことができるのも、このような〈同一性〉としての自己同一性を前提としているからである (Ricœur, 1990=1996: 152)。物理的存在としての私、実体としての私、本質的に恒常的な存在としての私、という感覚と言い換えてもよいだろう。リクルールの表現を借りれば「性格の同一性」であり、それは「私とは何か」(または「私とは何者か」という問いへの答えに相当する。

リクールが唱えるもうひとつの自己同一性は、〈自己性〉(*ipse, selfhood*) としての自己同一性である。こちらは、要するに他者とのかわりあいの中で意識される「私」であり、「私とは何か」ではなく「私とは誰か」という問いへの答えに相当する。例えば「約束した言葉を守る私」という自己意識は、その約束をする他者に対し、たとえ私の外見や考えが変わっても「あなたとの約束を守り続ける私」という本質的に倫理的な「自己維持」の表現でもある<sup>12</sup>。その意味で、〈自己性〉としての自己同一性は、時間的な恒常性に基づく〈同一性〉とは異なる次元での「変わらない私」の

10 「慈恵病院の内密出産 初事例から3年これまでに38人が出生」NHK (熊本NEWS WEB), 2024年11月28日 [https://www3.nhk.or.jp/news/kumamoto/20241128/5000023936.html] (最終検索日: 2025年1月5日)

11 「「赤ちゃんポスト」院長の確信 乳児殺害、孤立出産は「自己責任と責められない」 社会の誤解を解くために」東京新聞デジタル, 2024年4月14日 [https://www.tokyo-np.co.jp/article/320843] (最終検索日: 2025年1月5日)

12 リクールは、「私とは誰か」という自己同一性を支える「自己維持」は「何よりも倫理的な概念」(Ricœur, 1990=1996: 213) と述べている。注13にもあるとおり、リクールはこの概念を考察するにあたりエマニュエル・レヴィナス (Emmanuel Lévinas) の影響を強く受けていることを随所で述べている。

意識であるといえる。リクールは「自己維持」について次のように述べている。

自己維持とは、他者がその人を頼りにする (compter) ような行動様式である。誰かが私を頼りにしているからこそ、私は他者に対して自分の行動に責任を負う (comptable) のである。責任という言葉は、「頼りにする」と「責任を負う」という二つの意味を結びつける。私を必要とする誰かから投げかけられる「どこにいるの？」という問いへの応答という観念を加えることで、この両者を結びつけるのだ。その答えとは「私はここにいます」である。それは自己維持の表明としての応答である。(Ricœur, 1990: 195=1992: 165, 傍点原文)<sup>13</sup>

このように自己同一性を〈同一性〉と〈自己性〉に区分したうえで、リクールは、「私が物語る」という方法で、この次元の異なる二つの自己同一性を編み上げていくことを「統合形象化」(configuration) と呼び、そのようにして弁証法的に構築されていく自己同一性を「物語的自己同一性」と名づけた。この物語的自己を自己として同定することが「自分自身の物語として引き受ける」(川崎, 2008) こととなる。

ただし、リクールの物語的自己同一性の概念は、もともとは歴史の解釈学、すなわち歴史を物語るという試みから生まれたものである。このアイデアを自己の解釈学にも応用したわけだが、リクールは当初、idem としての〈同一性〉を「実体的または形式的同一性」、ipse としての〈自己性〉を物語的自己同一性と位置づけていた。前者は文字どおり「同一」という意味での「変わらない私」という認識だが、後者については、「私とは誰か」という問いに対して自分の人生を物語ることによって、「誕生から死までずっと伸びている生涯にわたってずっと同一人物であるとみなすのを正当化」できると考えていたからである (Ricœur, 1985=1990: 448-449)。

その後リクールは、idem としての〈同一性〉の定義に数的な同一性、質的な同一性、連続性の3要素を加えて拡張することにより、「誕生から死までずっと伸びている生涯にわたってずっと同一人物であるとみなす」ことも〈同一性〉としての自己同一性に区分するようになった。したがって、自己を物語ることで自

己を振り返り、再同定することで得られる「永続的な性向の集合」(Ricœur, 1990=1996: 155) としての自己同一性、いくなれば〈同一性〉の範囲内という条件付きの物語的自己同一性も、idem としての〈同一性〉の中に含まれることになった。他方、以前は ipse としての〈自己性〉のみを指していた「物語的自己同一性」の概念は、idem としての〈同一性〉の極と、ipse としての〈自己性〉の極とのあいだの隔たり(「界域」)として、かつ、その両極を媒介するものとして定義しなおされた。具体的には、「私とは誰か」の〈自己性〉は、実際にはその隔たりの空間において、「誰か」の「何か」であるというかたちで弁証法的に編まれることによって物語的自己同一性になっていく (Ricœur, 1990=1996: 157)。

## (2) 「私とは誰か」というアイデンティティを拡張することの意義

子どものアイデンティティ形成のあり方を捉えなおす、という論旨に戻ろう。リクールの物語的自己同一性の概念に照らし合わせると、アイデンティティの形成には、「私とは何か」という自己認識と「私とは誰か」という自己意識の両方が必要となる。

そのように考えると、学校教育で引き合いにだされるアイデンティティのイメージは、リクールが言うところの「私とは何か」という〈同一性〉の極に偏り過ぎてはいないだろうか。もちろん、「私とは何(者)か」というアイデンティティを物語ることのメリットもある。なぜなら、それは自己を振り返り、再同定するという自己省察を伴う作業でもあるからだ<sup>14</sup>。しかし、「二分の一人式」や「生い立ちの授業」で行っていることは、基本的には〈同一性〉の閉域での「私とは何(者)か」というアイデンティティの構築に寄与するような物語の構築にとどまっているように思われる。だから時間軸上にプロットすべき自己の成長を示す記録や記憶が少ない、またはそれを持たない子どもたちはつらい思いをするのだろう。あるいは、実親のもとで育ち、表面的には何の問題もないように見える子どもであっても、家庭内では教育虐待などのかたちで否定的な言葉を受けながら育ってきている場合がある。そのような記憶をプロットさせて生い立ちを振り返らせることは、別の意味で子どもたちを苦しめる可能性がある。

13 「私はここにいます」(me voici) は、原注ではレヴィナスの『存在の彼方へ』からの引用であることが記されている。なおこの部分のみ、原文と久米訳 p.213 を参照しつつ Blamey 訳より筆者が訳出した。

14 児童福祉の領域では、児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもたちに対する「ライフストーリーワーク」とよばれる実践がある。その目的や具体的な方法については、ライアン・ウォーカー (2010)、園部・秋月 (編著) (2020) などに詳しいが、学校現場で「生い立ちの授業」や「二分の一人式」のような教育実践を行う場合の留意点を考える上でも非常に参考になる。

そうではなくて、アイデンティティのイメージを自己同一性のもう一方の極にも拡張し、〈自己性〉としてのアイデンティティを育むことを目的とした教育実践をより充実させてはどうだろうか。私のことを信頼し、「どこにいるの?」と呼びかけてくる他者と、その他者に対して責任を果たそうとする私、または頼りに思う他者に対して「どこにいるの?」と呼びかける私と、その私の信頼に答えようとする他者との間に生じたかかわりあいを通して物語の自己を紡ぐ取り組みは、他のだれでもない「私」の存在意義と居場所を再確認する機会になるからだ。

出自を知ることは、確かに「私とは何(者)か」というアイデンティティの起点となる情報を得ることに直結する。その権利保障のあり方について、学校教育が直接的にかかわれることはないのかもしれない。しかし、一方の「他者からの信頼」と「他者への責任」に根ざした関係性の中で構築される「私とは誰か」というアイデンティティを育むという点で、学校教育がかかわれる余地は大いにある。他の生徒とのかかわり、教員とのかかわり、地域の人々とのかかわり、他の生き物とのかかわり、自然とのかかわりなど、他なるものとの信頼と責任に根ざした相互作用的なかかわりを再確認するような取り組みは、現在すでに行われている「私とは何(者)か」というアイデンティティの形成を目指す教育実践の位置づけを「私とは誰か」のほうへずらすだけでもある程度は実施可能ではないかと思われる。さらには、さまざまな「他」との新たなかかわりを創り出す教育実践も検討したい。それぞれの「他」に対する「私とは誰か」のバリエーションが豊かになればなるほど、「私」がいまここに在ることの意味もより自覚できるようになると考えられるからだ。そうすることによって、たとえ出自がわからない等の理由で「私とは何(者)か」の始まりが不安定なものであったとしても、それまでの、あるいはそれ以降の「私とは誰か」の豊かさが、彼ら/彼女らのアイデンティティを多少なりとも下支えしてくれることになるだろう。このことは、ひとがこれまでとこれからの人生について自らが解釈し、自らが物語っていくための基盤にもなる。

本講演での宮津さんの発言で印象的だったのは、当事者のひとりとして、子どもが自分の生いたちを知ることが必要であることとともに、「事実告知と真実告知は違う」ということと、「出自がわからないことも

出自である」ということであった。大人や専門家からは、「子どもの出自を知る権利は確かに重要だが、非常に厳しい出自を持つ子どもたちもいる中で、その事実をそのまま伝えることは子どもを傷つけてしまうのではないか」という懸念の声もある。しかし、宮津さんの考えでは、それはあくまで実親に関する事実であり、それを子どもに伝えることは事実告知であって真実告知にはあたらない、という。子どもが知りたいのは自分自身に関する真実である、ということだ。これは、見方を変えれば、実親に関する事実は、「私とは何(者)か」というアイデンティティの一部を占めるものかもしれないが、「私とは誰か」というアイデンティティとはかかわりがない、と考えることもできるだろう。その意味で、事実告知とは、実親・里親とその子どもとのかかわりに焦点を当てた真実を伝えることであり、それが「私とは誰か」というアイデンティティの一部を支えることにもつながるのではないかと考えられる。

## 5. 結びにかえて——「自分自身を大切にする」教育実践のほうへ

「私とは何(者)か」という自己認識と「私とは誰か」という自己意識の間で、子ども自身が「物語る」ことを通して自己のアイデンティティを構築していく営みは、同時に、子ども自身が「私は大切な存在である」という自己肯定感を獲得することにつながっていく。特に、信頼と責任に根ざした他なるものとのかかわりの中で育まれる倫理的自己<sup>15</sup>としての「私とは誰か」という自己意識の醸成は、このことと関係が深い。まずはそのような自己肯定感を持つことによって、自分の尊厳が守られていること、すなわち人権が守られていることを認識することができるだろう。それによって「自分と同じように尊厳が守られるべき存在」として他者を認識することで、その他者の人権も尊重しようという意識も生まれていく。先に挙げた「ゆりかご」をめぐるさまざまな課題に対し、社会の一員として向き合うことも、自分も他者もともに人権が守られるべき存在であるという前提があって初めて意味を成す。

母親の「身元を明かさないう権利」と子どもの「出自を知る権利」の衝突という問題についても、子ども時代に「自分の尊厳が守られた」という記憶があれば、その子どもが母親になったときに自分の子どもの人権

15 「倫理的自己」はリケールの表現ではないが、彼の〈自己性〉の概念は倫理的なものであることはこれまで見てきたとおりである。一方で「倫理的自己」(ethical self)は、ケアの倫理を唱えたネル・ノディングス(Nel Noddings)の概念として知られる。ノディングスの観点から「私とは誰か」というアイデンティティについて考えることもできるかもしれない。

も尊重する、つまり子どもの「出自を知る権利」も尊重しようという意識の変化にもつながるのではないだろうか。「自分自身を大切にする」という人権尊重に根ざした教育実践の積み重ねは、母親の「身元を明かさずに出産する権利」と子どもの「出自を知る権利」の両方を保障する方向にも機能するのではないか、ということである。

さらに、「自分自身を大切にする」という意識があれば、たとえ不測の状況に至ったとしても、事態が深刻化する前に、誰かに相談したり、助けを求めるといった行動に踏み出せるのではないだろうか。講演会の中で田尻さんが強調されていた相談活動という受け皿の重要性もそこにある。

他方、「ゆりかご」に関連することであれば、例えば養子縁組のしくみについて、学生が教職課程のカリキュラムの中でしっかりと学べるようにする必要があると考える<sup>16</sup>。そのことが多様な家族の存在や、多様な子どもの育ちに対する学生の想像力を高めることにもつながるからだ。もちろん教職課程科目を受講するのは教職に就くことを目指す学生ばかりではないが、子どもを見守る社会の構成員たる大人のひとりとして、そして社会の偏見を少しでも減らすためにも、教員になる／ならないにかかわらず、知る必要のあることではないかと思う。

本稿では、「ゆりかご」をとりまくさまざまな課題を、福祉に任せきりにするのではなく社会全体で支えることの重要性について述べてきた。そして、教育もそのスクラムにしっかりと加わることで、「ゆりかご」に対する社会の理解が深まると同時に、アイデンティティの捉え直しにより「自分自身を大切にすること」に主眼を置く教育実践の促進について私見を述べてきた。

最後に、筆者の授業の受講生から聞いた「二分の一人式」の事例や、それに対する彼らの提案をいくつか紹介したい。

私は二分の一人式を経験した身ではあるが、「家族写真」など自分の家庭に関しては全く触れられず、ただ親に成長を見せ、親に感謝をするという行事になっていた。〔中略〕私の学校では、あくまでも「自分自身の成長を親に見せること」と「親への感謝をする」という2点を中心に、跳び箱やダンスなど自分が親に見せたいものと、代表者が親への感謝を述べて終わるといったものだった。

た。

私の小学校は地区にこども学園があったり、不登校の子や障害を持つ子など家庭環境や成長過程が多様多様だった。しかし、(私の記憶限りではあるが、)自分の小さい頃の写真を振り返ったり、親からのサプライズ写真、感謝を伝えたりする場面があった。私は式を作る間も式の時も特段違和感を感じる場面はなかったと記憶している。それは、小さい頃の写真が自分らしさを表す、好きな写真(枚数一枚指定?学校で撮ったものでも良い)だったこと、感謝を伝える場面は、伝えたい両親以外の人1人(であったか指定なしであったか記憶が定かではない)だったからではないかと思う。

子どもたちはしばしば学校という社会に同化するために、それぞれの背景を隠そうとする。「それぞれの立場を考えよう」などと子どもたちに指導している教師側から、まず様々なケースを検討し複雑な状況に配慮していく必要があるのではないか。

親への感謝の手紙を担任によって何度も書き直された。担任の添削により当初は書かれていなかった文章まで付け加えられ、子どもながらに「これは私の手紙なのだろうか」と疑問を感じた。成人式は20歳の節目を祝う式典である。二分の一人式も「親」の為ではなく、「児童」主体で「自分でできる事が増えた10歳で何を目標にこれから生きていくのか」という未来に焦点をあててその成長を願う様な二分の一人式が相応しいと考える。

私は、式という呼称をやめ、感謝の手紙を書き、宛先を親に限定するのではなく、お世話になった人、感謝を伝えたい人などとして、範囲を広げてあげれば良いのではないかと考える。そうすれば、学校の先生や習い事の先生、いとこや近所の人など選択肢が広がるため、より書きやすくなるのではないか。また、これらの手紙は学校で音読させたりすることはせず、郵便形式にして、それぞれの場所に届くようにすれば、親に書いた子供は家でコミュニケーションを取ることができ、それ以外の人に書いた子も悪目立ちせずに、感謝を

16 宮津さんは、里親や養子縁組制度の普及・支援活動に力を入れている。特に幼い子どもの発達において、信頼できる特定の大人との愛着関係を築くことは何よりも重要だからだ。これらの制度のしくみや意義について教員も理解を深めておくことは、こうした活動を間接的に後押しすることにもつながる。

伝えることができると思う。2分の1成人式は、10歳という節目の年に感謝をしっかりと伝えたい人に伝えることができるようになることが重要なポイントであると思うので、このような方法を取るのも良いのではないかと考える。また、現代には様々な形の家族が存在しており、血が繋がっていないなかったり、片親だったりすることも珍しくない。一般的にいう普通の家族、血のつながった両親のもとで育った子は、これらの子に対して、可哀想という感情を持ちがちであると思う。しかし、可哀想かどうか、幸せかどうかは本人たちが決めることなので、他者が勝手に決めつけてはいけない。そこで、そのような固定概念が無くなるような教育を学校教育でもしていく必要があるのではないかと考える。

工夫が垣間見える「二分の1成人式」の事例は、おそらく目の前の子どもたちの現状に学校が真摯に向き合った結果だろう。現場にはそのような教員たちもいる。そして子どもに対する想像力をはたかせ、より良い学校教育を模索しようとする教員志望の学生たちもいる。このことは、「学校」の未来にとっての希望でもある。

謝辞：本講演会の実施に際し、宮津航一さん、田尻由貴子さん、またお二方とわれわれをつないでくださったRKK熊本放送の佐々木慎介さんに多大なご協力を賜りました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

#### 参考・引用文献

- Ricœur, P.(1985). *Temps et Récit: Tome III*, Paris: Éditions du Seuil (久米博(訳)(1990)『時間と物語Ⅲ 物語られる時間』新曜社)
- Ricœur, P.(1990). *Soi-même comme un autre*, Paris: Éditions du Seuil (久米博(訳)(1996)『他者のような自己自身』法政大学出版局) (Blamey, K. (Trans) (1992) *Oneself as Another*, Chicago: The University of Chicago Press.)
- NHK取材班 (2018) 『なぜ、わが子を棄てるのか 「赤ちゃんポスト」10年の真実』NHK出版
- 川崎惣一(2008)「リクルールにおける自己の解釈学」『城西国際大学紀要』16(2), 57-71頁
- 川瀬瑠美(2019)「「二分の1成人式」の実施をめぐる現状と課題—「特別活動」と「総合的な学習の時間」の目標を踏まえて—」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部, 第68号, 55-63頁
- こうのとりのゆりかご専門部会(2024)「『こうのとりのゆりかご』第6期検証報告書」[[https://](https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=55509)

[www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&type=top&id=55509](https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=55509) (最終検索日: 2025年1月5日)

- 園部博範・秋月穂高(編著)(2020)『子どもに寄りそうライフストーリーワーク 社会的擁護の現場から』北大路書房
- 田尻由貴子(2016)『はい。赤ちゃん相談室、田尻です こうのとりのゆりかご・24時間SOS赤ちゃん電話相談室の現場』ミネルヴァ書房
- 田尻由貴子(2017)『「赤ちゃんポスト」はそれでも必要です かけがえのない「命」を救うために』ミネルヴァ書房
- 辻浩(2020)「教育福祉から考える青年期教育の政策課題 障害のある人の「学校から社会への移行」を題材に」『日本教育政策学会年報』第27号, 126-134頁
- 蓮田太一(2018)『ゆりかごにそっと 熊本慈恵病院「こうのとりのゆりかご」に託された母と子の命』方丈社
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2019)「妊娠を他者に知られたくない女性に対する 海外の法・制度に関する調査研究報告書」(厚生労働省・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) [<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000589267.pdf>] (最終検索日: 2025年1月5日)
- ライアン, T.・ウォーカー, R. (著) 才村眞理・浅野恭子・益田啓裕(監訳)(2010)『生まれた家族から離れて暮らす子どもたちのためのライフストーリーワーク 実践ガイド』島村出版